

【前期 第 12 問】

トラック運送業を営む株式会社 TDK 運送の従業員甲(23 歳)・乙(28 歳)は、明朝 5 時までには北九州のとある市場まで物品を搬送するために、下関方面に向けてトラックを走らせていた。(甲・乙が乗車するトラックは、2 列シートのキャビンをもつダブルキャブと呼ばれる型である。)

運転をしていた甲は、新入社員でありトラックでの長距離運送は今回が 2 回目である。乙は入社 6 年目の先輩運転手であり、トラックの助手席に座っていた。また、ダブルキャブの後部座席にはヒッチハイクの大学生 A(21 歳)を乗せていた。その経緯は、A は姫路で九州方面へのヒッチハイクを求めており、甲らは A と年齢が近かったこともあり北九州まで乗せることに同意した、というものである。

甲ら 3 人は、岡山県倉敷市郊外のコンビニエンスストアで小休憩をとり、深夜 12 時 30 分ごろ再び出発した。思いのほか長く休憩をとってしまったことに慌てた乙は、甲に「いやー、間に合うかな。ここから北九州までは、道が空いていたとしても 4 時間はかかるからな。」と話しかけた。甲は「休憩をとりすぎましたね…。」などと返答し、トラックのスピードを上げた。そのためトラックは、制限速度が時速 60 km の産業道路を時速約 85 km で走行していた。乙は、トラックのスピード超過について特に言及せずに黙認した。

それから間もなく、トラックはとある交差点にさしかかった。甲が前方を見ると、対面信号機が赤色を表示し、横断歩道を通行人 S が歩いていることに気が付いた。この時点で急ブレーキをかけても S の前で停止することは不可能であると判断した甲は、急ブレーキをかけると同時に何とか S を轢くことを回避しようとして、ハンドルを右に切った。これにより、トラックは横倒しになったまま 15 メートルほど進み、道路端の電信柱に追突して停止した。幸いトラックは S を轢くことなく、S は全く無傷であった。横倒しになったトラックの後部座席で寝ていた A は、その衝撃で前頭部を打ち 5 針縫う怪我を負った。甲と乙は軽い打撲のほか目立った外傷を負わなかった。

ところが、警察が事故現場に到着し、実況見分を行っていたところ、トラックの後部荷台部分から倒れている B が発見された。B は住所不定無職であり、倉敷市郊外の公園などで寝泊まりをしていたが、その日は雨が降っていたため、雨をしのぎながらコンビニエンスストアの駐車場に停車していた甲のトラックの荷台にこっそり忍び込んでいたのであった。甲と乙は、B が荷台に忍び込んでいるというようなことは全く知らなかった。

B は、発見後すぐに救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。その後行われた司法解剖により、B の死因は甲が S を轢くことを回避しようとしてとった前述の行動によって、荷台後部の金属製カバーに頭部を強打したことによる、外傷性くも膜下出血であると判明した。

甲および乙の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成元年 3 月 14 日第 2 小法廷決定